

兵高教組

15確定速報7号

2015年12月8日 調査情報24号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

賃金確定特集その2 臨時教職員特集

常勤講師にも賃金改善により年度末に差額が支給 60,000円～80,000円の支給に

みなさんに協力していただいた4551筆の署名を力に闘ってきた今期確定交渉。この交渉で、今年度の賃金が確定しました。

給料と地域手当、そして一時金が4月（一時金は6月期）に遡って改善されます。4月からの賃金はすでに受け取っていますので、その賃金改善分を年度末に1年分まとめて「差額」として支給される見込みです。もちろん、常勤講師にも支給されます。

常勤講師の「差額」の合計額は年齢や前歴によっても違いますが、4月から3月までフルに働かれる方は、60,000円～80,000円の支給になる見込みです。

また、年休の取り扱いについても改善され、「空白の一日」についてもその問題点が明らかになりました（確定速報5号参照）。

◆月例賃金の改善

25歳ぐらいの常勤講師
月額2,700円の改善
→差額は約47,000円

30歳ぐらいの常勤講師
月額2,400円の改善
→差額は約42,000円

35歳以上の常勤講師
月額1,200～1,300円の改善
→差額は約20,000円

◆地域手当0.25月分の改善

25歳ぐらいの常勤講師
月額約550円の改善
→差額は約8,500円

30歳ぐらいの常勤講師
月額約600円の改善
→差額は約10,000円

35歳の常勤講師
月額約700円の改善
→差額は約11,000円

◆勤勉手当0.1月分の改善

25歳ぐらいの常勤講師
年額約22,000円の改善→差額

30歳ぐらいの常勤講師
年額約26,000円の改善→差額

35歳の常勤講師
年額約29,000円の改善→差額

◆差額の合計は？

25歳ぐらいの常勤講師
77,000円ぐら

30歳ぐらいの常勤講師
78,000円ぐら

35歳の常勤講師
60,000円ぐら

◆差額試算にあたっての注意点

1. 差額試算額は4月～3月まで勤務される方の金額です。それ以外の方は勤務している期間の分だけが支給されます。

2. 年齢については、毎年常勤講師をし続けている方の年齢としています。非常勤など常勤講師をしていない期間がある方は実際の年齢より若い年齢の額となります。
3. 現在支給されている地域手当や扶養手当の額によっても差額の額は変わります。
4. あくまで試算ですので、目安と考えていただければと思います。

◆常勤講師全員が対象？

常勤講師であれば、額に差はあるますが、全員が差額支給の対象となります。給料や地

域手当の差額は勤務期間に応じて支給されます。例えば、1ヶ月しか勤務していない方でもその方が差額支給されます。

勤勉手当については6月の勤勉手当が支給された方や12月の勤勉手当の支給要件を満たしている方は、その差額が支給されます。

さらに、今年度、常勤講師をされていた方で、すでに退職されている方についても、勤務期間などに応じて、差額が支給され、登録口座に振り込まれます。退職金が支給された方については退職金の差額も合わせて支給されることとなります。

2015確定闘争の成果と課題

書記長 梅林真道

■成果

今期確定交渉では、要求実現に向けて10大要求全教職員署名に取り組み、最終的に4551筆を集約しました。11月24日には兵庫教組、公務共闘とともに確定第3波決起集会を開催し、署名も合わせて高教組に託された多くの教職員の思いを背景に「行革」カットの廃止、現給保障の廃止期限撤回、また、臨時教職員や介助員の待遇改善、そして、高教組独自要求の実現を求めて県教委との交渉に臨みました。

確定交渉の結果、①給料表については平均0.35%の引き上げ(2015.4.1実施)、②勤勉手当の0.1月分引き上げ(再任用者は0.05月分・2015年度6月期から実施)、③公民較差解消のために全教職員の地域手当を0.25%改善する(2015.4.1実施)、④単身赴任手当の基礎額を26,000円から30,000円に、加算額を58,000円から70,000円に引き上げる(2016.4.1実施)、⑤「行革」カットについては、来年度の給料額カット率を今年度同様さらに4分の1(0.7%)縮小する、⑥「行革」カットによる一時金の役職加算率抑制については2016.3.31で終了する、⑦現給保障の期限については来年度改めて協議する、⑧臨時教職員の年次休暇について取り扱いを改善する、⑨介助員の年齢制限を65歳まで引き上げることとなりました。また、女性部から強い要望のあった妊娠中の女性職員における通勤緩和の特別休暇について、承認条件の弾力化を図るという前進も勝ち取ることが出来ました。

高教組・従組は、県「行革」カット等課題は残したもの、以上の成果を踏まえ今期確定交渉の仮妥結を決定しました。

■課題

全教職員署名の力を背景に、公民較差解消のための人事院勧告の完全実施と、昨年並みの給料額「行革」カット率の縮小をさせることができました。しかし、全国で唯一兵庫だけとなった「行革」カットを終了させることは次年度に向けた大きな課題として残りました。また、「給与制度の総合的見直し」による2016年度からの地域手当のさらなる引き上げを据え置いて来年度の公民較差解消と合わせて実施する、という県の姿勢は、昨年度の地域手当に関わる経緯を踏まえると今後も注意が必要です。臨時教職員の「空白の一日」問題では、やっと一歩を踏み出すことが出来ましたが、未だ金額面についてはゼロ回答です。さらなる不利益解消に向けて積極的に協議を続けていく必要があります。超過勤務の縮減についても、昨年度から継続課題となっている「割り振り変更期間を事由発生後4週間とすること」等の実現に向けて粘り強い協議を続けていかなければなりません。